

②事業の種類	1.新設 2.建替え 3.改修 4.維持管理・運営 5.その他（ ）
③想定する事業類型	1.サービス購入型 2.収益型 3.混合型 4.その他（ ）
④想定する事業の手法	1.PFI事業（ ）方式 2.DBO方式 3.包括的民間委託 4.指定管理者制度 5.コンセッション 6.Park-PFI 7.土地の賃貸借 8.土地の売却・譲渡 9.建物の賃貸借 10.建物の売却・譲渡 11.その他（ ）
⑤事業内容	にぎわい・交流拠点であるとともに、イベントや災害時の活動空間としても利用できる市民広場の整備。
⑥現状及び課題	市民広場の予定地は、現在、職員駐車場（市民病院跡地）、未利用地（保健所跡地）、市道（区整東5号線）となっている。 市民病院跡地と保健所跡地を一体的に利用するため、市道区整東5号線を廃止することも検討している。
⑦前提条件	市の基本コンセプトを踏襲し、できる限り市民ニーズ（市民対象アンケート結果）に沿った広場とする。
⑧事業スケジュール（予定）	民間活用による整備の場合は次のとおり。 （令和4年度）整備手法の検討、先進地調査 （令和5～6年度）整備施設・手法の決定、基本計画の策定、 募集要項・要求水準書の作成 （令和7年度）公募、事業者選定、事業実施
（2）対象地	
①所在地（交通情報含む）	滋賀県近江八幡市出町383番地外 （近江八幡駅から徒歩15分）
②敷地面積	約16,000㎡ （市民病院跡地：9,780㎡、保健所跡地：2,100㎡、市道区整東5号線：5,855㎡の一部）
③土地利用上の制約	・商業地域、防火地域指定なし（法22条区域内）、建蔽率80%、容積率400%。 ・「近江八幡市にぎわい・交流拠点地区」地区計画の区域内。 ・対象地の北側は、第二種中高層住居専用地域となっており日影等に留意が必要。
④所有者	近江八幡市
⑤周辺施設等	市役所、市文化会館、税務署、商工会議所、スーパーなどが立地。
⑥対象地周辺の環境	近江八幡市の官庁街の一角、周囲に住宅地が広がる。
⑦その他 （上記項目以外の情報、特徴、留意すべきこと等）	令和7年10月の竣工を目指して、新市庁舎の整備工事を進めている。

- 添付資料
- 市の概要・案件概要等